

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動（14 うち男子7、女子7）

陸上競技（男女）、バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、卓球（男女）、ソフトテニス（男女）、柔道（男女）、サッカー（男）、硬式野球（男）、バドミントン（女）

(2) 文化部活動（9）

珠算、簿記、ワープロ、コンピュータ、茶道、商業美術、書道、吹奏楽、ダンス

2 目 標

(1) 生徒が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に親しむ基盤を養う。

(2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

(3) 健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
(運動部)

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・本校は部活動の推進・活性化の観点から休養日を週当たり1日以上とする。
- ・原則、土日は少なくとも1日を休養日とする。
- ・試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替えて休養日を設けることとする。
- ・オフシーズンを設けるように努める。

(2) 活動時間

- ・長くとも平日は3時間程度、休業日は4時間程度とし、合計週16時間以内とする。
- ・朝練習は1日の練習時間に含める。
- ・完全下校時刻を19：30とする。

(3) 遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する場合は、1週間前までに、遠征・合宿届を提出する。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連主催大会及び高文連、高芸連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会や地域の催し等への参加及び他の部活動の応援への同行については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・4，9月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）

- ・年度始めに顧問会議を実施し、学校教育目標に沿った部活動の方針について、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、部活動が生徒にとってよりよい環境となるよう、適切な指導に向けた研修や情報共有を図る。

(3) 部費の取扱い

- ・部費や部活動に係る生徒からの集金の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。

(4) その他

- ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に活動計画・報告の連絡を行い、部活動への理解と協力を得るよう努める。